

令和5年5月11日

保護者の皆様

犬山市教育委員会 教育長 滝 誠  
犬山市立犬山北小学校 校長 神谷 勝治

### 新型コロナウイルス感染症に関する対応の変更について

保護者の皆様には、日頃から市の教育施策の推進、並びに学校の教育活動へのご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

令和5年5月8日から新型コロナの感染症法上の位置付けが2類相当から5類に変更されたことを踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症の対応について、下記の通り変更しますのでお知らせします。

お様が安心して学校生活を送ることができるよう、校内に感染者が確認された場合には、引き続き、学校医等と連携を図りながら、適切に対処してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 欠席及び出席停止の取り扱いについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、出席停止とします。
- (2) 出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が治まった後1日を経過するまで」を基準とします。(下表は参考例)

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症			症状が治まる	1日経過	発症後5日目のため登校不可	登校可

※ 症状が継続している場合は、回復するまでの期間を出席停止扱いとします。

※ 症状が治まった後で登校する際には、医療機関での陰性証明は必要ありません。

※ 発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

- (3) これまでは、発熱、咽頭痛、咳などのかぜ症状での欠席を、「新型コロナウイルス感染症の疑い」として出席停止扱いとしていましたが、今後は欠席扱いとします。
- (4) 濃厚接触者の特定は行われません。家族等が陽性となり、感染拡大防止のために家庭で自主的に待機する場合も欠席扱いとします。
- (5) 感染予防のための自主的な欠席は、原則として欠席扱いです。特別の事情がある場合には、学校に相談してください。
- (6) ワクチン接種や、接種に伴う副反応のために休む場合も欠席扱いとします。

#### 2 教育活動における対応

- (1) マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 「換気の確保」「手洗い等の手指衛生」「咳エチケット」等により、感染対策を継続します。
- (3) 地域や学校において感染が流行している場合には、活動場面に応じて、高リスクの活動(歌唱等の近距離での発声)の中止やマスクの着用等、一時的な措置を講じる場合があります。  
※ マスクについては、着用を強いることはしません。

#### 3 臨時休業の判断について

感染者が増加する可能性が高い場合には、臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖)の措置をとることがあります。